

建設業を守る

法定外労災補償制度

建設共済保険

保険金

- 被災者補償(労働者福祉)
- 諸費用補償(企業防衛)

令和8年4月より
保険金区分新設
7,000万円・6,000万円

契約期間の途中からでも
増額可能

示談金の高額化に対応
手厚い補償

様々なサービスの提供

建設企業

事業主および下請を
含む労働者を補償

契約者割戻金

令和4年4月より
契約者割戻金制度開始
掛金負担が軽減

令和7年度割戻率
30.88%

割戻金により増額時の
掛金負担が軽減

- ◆育英奨学事業
- ◆労働安全衛生
推進事業

返済不要の育英奨学金

現場で役立つ安全用品
女性専用トイレ・
女性専用更衣室の設置に
対する助成等

割戻金活用増額促進月間

9月1日→10月31日

- 共済団調査でも労災事故発生時に企業が負担する金額は
上昇傾向にあり、示談金等の平均は3,021万円に増加
 - 本制度は契約期間の途中からでも保険金区分の増額が可能
- 一日も早い増額を推奨します!**

建設共済保険の詳細は
HPをご覧ください!

正確な掛金試算や資料請求はこちらまで

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門琴平タワー11階)

TEL 0120-913-931 FAX 03-3591-8474

〈取扱機関〉

(一社) 高知県建設業協会

〒780-0870 高知市本町4-2-15

TEL 088-822-6181 FAX 088-823-5662

